

事務連絡
平成30年9月7日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年北海道胆振東部地震による被災に
関する診療報酬等の請求の取扱いについて

平成30年北海道胆振東部地震（以下「北海道地震」という。）による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1 平成30年8月診療等分に係る診療報酬等の請求について

平成30年8月診療等分に係る診療報酬等の請求については、今般の北海道地震による被災により診療録等を滅失若しくは棄損等した場合の対応として、下記により概算請求を行うことができるものとする。

・診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今般の北海道地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）については、平成30年8月診療等分については概算による請求を行うことができるものであること。

上記による場合以外については、3により診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成 30 年 9 月 14 日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金）に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として平成 30 年 5 月診療等分から平成 30 年 7 月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。）、下記ア及びイにより算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各保険医療機関等においては、別紙の様式により、当該保険医療機関等の平成 30 年 8 月の入院、外来別の診療実日数を合わせて届け出るものとする。

なお、保険薬局及び訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

ア 入院分

$$\frac{\text{平成 30 年 5 月～平成 30 年 7 月}}{\text{入院分診療報酬等支払額}} \times \frac{\text{平成 30 年 8 月の入院診療}}{\text{実日数}}$$

92 日

イ 外来分

$$\frac{\text{平成 30 年 5 月～平成 30 年 7 月}}{\text{外来分診療報酬等支払額}} \times \frac{\text{平成 30 年 8 月の外来診療}}{\text{実日数}}$$

75 日

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成 30 年 8 月診療等分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成30年8月診療等分（9月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関等に限り、平成30年9月12日とすること。

なお、いわゆるオンライン請求以外の請求方法（光ディスク等又は書面による請求）について、上記提出期限内の提出が難しい場合は各審査支払機関に相談すること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

以上

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL:03-5253-1111（内線 3288）

FAX:03-3508-2746